

育児等に関する制度改正について（案）

1. 概 要

仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正する。

2. 改正内容

（1）育児部分休業等

①育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等

下表のとおり改正を行う。

現行	・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲で 15 分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに<u>限り</u>取得可能	
改正後	職員は、1 年の期間 ^{※1} ごとに取得パターン①②のいずれかを選択して取得可能 ^{※2}	
	取得パターン① （第 1 号育児部分休業/育児部分休暇） ・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲で 15 分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに<u>限らず</u>取得可能	取得パターン② （第 2 号育児部分休業/育児部分休暇） ・ <u>1 年を通じて 10 日相当を超えない範囲^{※3}で原則 1 時間単位の取得^{※4}</u>

※1 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間

※2 職員は、以下の特別の事情が生じた場合に限り、1 年の期間中に取得パターンの変更が可能

- ・ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
- ・ 配偶者と別居したこと
- ・ その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児部分休業/育児部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情

※3 第 2 号育児部分休業/育児部分休暇の上限は、以下のとおり。

ただし、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間はカッコ内の時間

- ・ 常勤職員 77 時間 30 分
 (38 時間 45 分)
- ・ 非常勤職員 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間
 (1 日当たりの勤務時間に 5 を乗じて得た時間)

※4 以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を取得することができる。

- ・ 1 回の勤務に割り振られている勤務時間に 1 時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数
- ・ 第 2 号育児部分休業/育児部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて第 2 号育児部分休業/育児部分休暇を請求した場合 残時間数

②会計年度任用職員等に係る育児部分休業の取得要件の変更等

下表のとおり改正を行う。

	現行	改正後
取得要件	1 週間の勤務日が 3 日以上又は 1 年間の勤務日が 121 日以上であり、 <u>かつ 1 日の勤務時間が 6 時間以上の勤務日があること</u>	1 週間の勤務日が 3 日以上又は 1 年間の勤務日が 121 日以上であること
対象となる子	<u>3 歳</u> に達するまで	<u>小学校就学の始期</u> に達するまで

(2) 介護時間

勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能とする。

(3) その他

育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能とする。

※休暇等との併用により 1 日勤務しないことも可能（育児時間を除く）

3. 実施時期

令和 7 年10月 1 日